

手帳

1 身体障害者手帳

身体に障がいのある方の障がい程度、障がい状況などを記載している手帳で、各種サービスを受けやすくする制度です。

支援内容 障害福祉サービス、補装具費の支給、市内の文化・体育施設の利用料減免、税の軽減など。**(巻末に一覧表を掲載していますのでご覧ください。)**

手続 指定医師による診断書、写真を添えて各区窓口で申請してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 療育手帳

知的障がいのある方の障がい程度、相談記録などを記載している手帳で、一貫した療育相談や各種サービスを受けやすくする制度です。

支援内容 補装具費の支給等を除き、ほぼ身体障害者手帳と同様のサービスを受けられます。**(巻末に一覧表を掲載していますのでご覧ください。)**

手続 18歳未満の場合 判定を受ける必要があるため、事前に札幌市児童相談所での判定予約をしてください。

18歳以上の場合 お住まいの区の区役所保健福祉課に申請してください。

判定機関（要予約）

18歳未満の方 札幌市児童相談所・札幌市東部児童相談所

18歳以上の方 札幌市障がい者更生相談所（予約は各区保健福祉部保健福祉課）

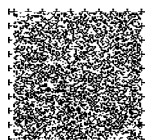
◇札幌市児童相談所

（中央区北7条西26丁目 札幌市児童福祉総合センター内 ☎ 622-8630）

◇札幌市東部児童相談所

（白石区本郷通3丁目北3 ☎ 863-6290）

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）



3 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを記載している手帳で、各種の支援策を受けやすくすることにより、精神障がいのある方の社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

支援内容 交通費助成、市内の文化・体育施設の利用料減免、税の軽減など。（巻末に一覧表を掲載していますのでご覧ください。）

手続 所定の診断書等を添えて各区窓口で申請してください。

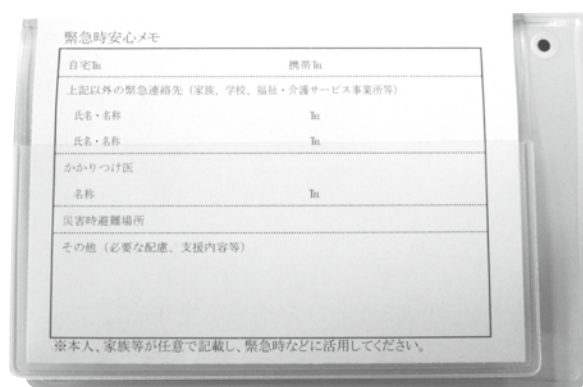
◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

4 障害者手帳のデザイン

札幌市では、平成 28 年 3 月から、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のカバーの色や外観を統一しています。なお、これまでに発行した旧デザインの障害者手帳についても、有効期限内であれば、引き続き使用することができます。



※色は薄紫色です。



※必要に応じて緊急時の連絡先などを書いておくことができます。

